

令和7年度 第1回静岡県スポーツ推進審議会議事録

期日 令和7年11月14日（金）

時間 10:00~11:45

会場 県庁別館9階特別第二会議室

司会:

本日は令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、静岡県スポーツ政策課の薮崎です。どうぞよろしくお願ひいたします。

定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会を開会いたします。開会の挨拶といたしまして、静岡県スポーツ文化観光部 部長の都築直哉よりご挨拶申し上げます。

都築部長:

皆様、おはようございます。スポーツ文化観光部長の都築でございます。

本日はお忙しい中、今年度第1回のスポーツ審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃より本県のスポーツ行政推進に多大なご理解とご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

次期スポーツ推進計画の策定に向けては、7月に開催されました分野別部会にて活発なご議論をいただき、計画のアウトラインを固めております。本日はこれまでの議論を踏まえ計画の素案をご提示し、今年度末の完成に向けて内容をさらに議論して参りたいと思います。

現在、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。ウェルビーイングの重視や、生きがい・社会的つながりの観点からスポーツの価値が再認識されています。学校部活動の地域展開が進み、地域で子どもたちのスポーツ機会を支える仕組みが求められています。また、デジタル化の進展に伴うeスポーツなど新しいスポーツ形態も広がっています。

スポーツの成長産業化では、静岡スポーツ産業ビジョンを策定し、7月にはスポーツ産業推進のプラットフォーム「静岡SOIP」を立ち上げ、ビジネス創出に動き出しています。

新計画では、パラスポーツも含め県民スポーツ振興や競技力向上に加え、スポーツ産業化と地域活性化を進め、スポーツによる県民のウェルビーイング向上を目指します。

皆様のご専門や知見を活かしたご意見を賜りますようよろしいお願い申し上げます。

司会:

ありがとうございます。

本日の審議会出席状況をご報告いたします。全20名中、11名が会場にご臨席、4名が

Webで出席し、計15名の参加となっております。長澤委員は途中退席されますのでご了承ください。今回も、静岡県スポーツ推進審議会条例第7条第2項に基づく定足数(20名中半数以上)を満たしており、本日の審議会は成立いたします。

なお、本日の審議会は委員改選後初の開催で、新たに2名の委員を迎えております。まず、静岡県高等学校体育連盟会長の朝倉徹様、続きまして、株式会社静岡新聞社 編集局長の上原広彦様です。新たに2名の委員を加えて20名で今期メンバーとなります。

会長・副会長については昨年の審議会で会長に高橋会長、副会長に村田委員と丹生委員が選ばれましたが、丹生委員が退任されたため副会長1名が欠員です。

進行は会長の高橋先生にお願いしたいと思います。

高橋会長:

今、司会の方からご説明がありました副会長の欠員についてですが、高体連の丹生委員が退任されましたので、後任に朝倉委員に就任していただきたいと思います。いかがでしょうか？

委員一同:

(拍手)

高橋会長:

ありがとうございます。

また、新しい委員がお二人いらっしゃいますので、ご発言の際は、簡単で結構ですから自己紹介をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の議事をご覧いただきますと、大きく2つの議題があります。論点について約25分、スポーツ推進計画素案について約30分を予定しております。

まず、部会で様々なご意見をいただきましたので、その振り返りを行います。

部会での審議状況について、3つに分かれて審議しましたが、対応について事務局からご説明をお願いします。

小林課長(事務局):

資料3の1「部会でのご意見について」をご覧ください。7月の部会開催時に出た主な意見と対応状況をまとめたものです。主なご意見として、部活動の地域展開、スポーツ施設の環境整備、ジュニア世代の育成と指導者の向上があります。部活動の地域展開については、県としては受け皿確保のため、指導者の資格取得支援や人材バンクの活用、さらにプロスポーツチームの力も活かして推進していくと考えています。

スポーツ施設の環境整備では老朽化対策や利活用に関するご意見がありました。全施設への投資は難しいため、公民連携や地域バランスなどの社会環境も踏まえ、プロスポーツチームや民間事業者の知見や資金を活用しながら検討してまいります。

ジュニア世代の育成と指導者の質向上に関しては、多様なスポーツ機会創出や女性ア

スリートの健康に配慮した指導者の質向上についての意見がありました。多様なスポーツ体験の取り組み検討や指導者講習の充実に努めてまいります。

その他に、インクルーシブの視点反映、パラスリートの発掘、競技力以外の視点反映、広域的施策、大規模レガシーイベントの継承、多様な関係者の参加、eスポーツに関する意見もいただいています。

続いて資料 3 の 2「部会後の皆様への意見照会結果」をご案内します。障害者スポーツの拡大、部活動の地域展開、大規模レガシーイベントの継承についてのご意見がありました。以上です。

高橋会長:

ありがとうございます。皆様、これらの意見について不足している点や補足、質問などがあればお願ひいたします。

委員一同:

(意見なし)

高橋会長:

よろしいでしょうか。今のご説明内容は論点の流れの中で計画に盛り込んでおりますので、またご意見があれば、その時にお願ひいたします。

次に、資料 4 の論点について、事務局よりお願ひいたします。

小林課長(事務局):

こちらは素案 2 の資料の全体を説明する前に、前回部会等でのご意見から別途論点化した事項について整理しています。

その 1 点目は、柱 3「スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成」という表現の変更点についてです。部会では「多様な能力の育成」という表現は、スポーツ分野での能力育成として過大ではないかという意見があり、修正を検討しております。

この柱の目指す姿は、ジュニア世代育成を通じて将来県ゆかりのトップアスリートが誕生するための土台作り、アスリートの活躍で県民が夢や感動を得て人間性が豊かになることを表しています。選手は協調性・コミュニケーション・誠実さ・高潔さをスポーツを通じて示しています。これらを踏まえ、事務局で 3 案を作成しましたので、ご意見をいただきたいです。

第 1 案は「スポーツにおける人間性や競技力の向上」です。ジュニア世代の育成と指導者養成施策をシンプルに「競技力の向上」と表現しています。

第 2 案は「スポーツを通じた人間性の育成と地域の一体感の形成」です。部活動の地域展開により地域交流や連帯感形成を表現したものです。

第 3 案は「スポーツを通じた人間性の育成」です。人間性に多様な資質や能力を含む表現です。

事務局としては、第 1 案を基本に今の資料に掲載しておりますので、皆様のご意見を

いただきたいと思います。

次に、2点目はeスポーツについてです。これまで静岡県ではeスポーツに関する政策はほとんど行っておりませんでしたが、前回の部会にご意見をいただき、eスポーツファンの拡大や市場規模の増大、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、政策の対象として捉えていきたいと考えています。

また、9月に改正されたスポーツ基本法でも、国や地方公共団体はスポーツ団体と連携してeスポーツの充実に努めることが明記されました。このことを受け、次期スポーツ推進計画でもeスポーツをスポーツの一競技として位置付け、ニュースポーツ・マインドスポーツと並ぶ競技として推進したいと考えております。

さらに基本方針2のスポーツ成長産業化政策にも、eスポーツを活用した交流人口拡大と関連産業創出を追加しております。

以上の2点について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

高橋会長:

スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成という表現について、事務局から案1、案2、案3が示されており、今のところ案1を推しているということですね。

eスポーツについては後ほど議論しましよう。

人間性については、私も学校体育の学習指導要領に長く関わってまいりましたので、体育の中で「人間性」は体力など様々な言葉で表現されてきましたが、まとめると人間性といえます。特区審議会や保健体育部会でも言葉の整理が進みつつあります。そういった背景を踏まえ、静岡県としてどう論点を盛り込むか検討していきたいと思います。

では自由にご意見をどうぞ。

石黒委員:

亜細亜大学の石黒です。お話を伺いながら考えましたが、結論としては案1の「競技力の向上」が良いのではないかと思います。

前回、気になったのは資料5ページ付近の施策6、7、8です。個人の能力向上に関する記述が多く、柱に「競技力向上」が入っていないのが気になりました。スポーツ政策では競技力向上は重要ですし、入ったほうが自然です。総論として案1がよろしいかと感じています。以上です。

高橋会長:

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？では、吉田委員、お願ひいたします。

吉田委員:

常葉大学の吉田です。私は競技力向上という言葉が入っている方がわかりやすく良いと思います。案2や案3は部活動の地域展開に触っていますが、主旨は地域展開ではないので案1が適切と考えます。

高橋会長:

競技力向上という表現について懸念があるとも聞きますが、朝倉委員はいかがでしょうか？

朝倉委員:

施策全体としては「誰もが活躍できる」という文言があり、勝利至上主義ではなく個々の成長を重視していると思います。

高橋会長:

では、長澤委員どうぞ。

長澤委員:

自分の考えは皆さんとは少し逆かもしれません。学校現場では「競技力向上」という言葉は非常に限定的に受け取られます。意味はよく理解していますが、柱2などに比べると「競技力向上」の言葉は強すぎる印象です。もう少し柔らかい表現が望ましいと思います。個人的には競技力向上でなくてもよいと思います。案2でズレるなら、案3くらいがいいと思います。多少あいまいですが、そんなところです。

高橋会長:

「人間性」は広い概念ですし、もう少し意見を伺いましょう。山谷委員、ご意見お願いします。

山谷委員:

ありがとうございます。「競技力」という表現について、スポーツは勝ち負けを争うものであり、その過程で切磋琢磨し人間性が磨かれるのがスポーツの本質です。ただ、それが過剰になったりアンフェアなことに使われるのは悪であり、勝負をすること自体はスポーツの本質だと思います。したがって、これから少し離れる論調はよろしくないし、人間形成においても良くないと思います。意見は以上です。

質問ですが、部活動の地域移行の「地域と一体感の形成」という表現が非常に抽象的に見えますが、具体的にどういう意味でお使いでしょうか？お伺いしたいです。

小林課長(事務局):

「地域の一体感の形成」は確かに抽象的ですが、部活動を支える体制について、地域のボランティアや企業、地域クラブ、学校教員などが協力して支えていくことを指しています。例えば保護者のボランティアや企業支援、学校外のボランティア活動など様々な形が議論されています。そういう地域が子どもたちのために一体となって支えるイメージで使っています。

山谷委員:

ありがとうございます。追加で少し伺います。部活動の地域展開を進める際に、例えばラグビーで部活がなくなり、合同チームに消極的だった状況があります。小中学生時にラグビー経験者が進学先に部活がなく競技をあきらめているケースもあります。高校に1人でもラグビー部を創設し合同チームで大会を目指したい。ラグビーはクラブチームがなく、花園を目指す競技です。指導はプロチームのレヴズが担当しています。競技機会や場の提供が必要であり、指導者派遣の問題や合同チームの指導責任者の代表制の流れもあり課題があります。

高橋会長:

はい、ありがとうございます。

山崎委員:

山谷委員のご意見にはやや沿わないかもしれません、スポーツを通じた人間性の育成は絶対外せないと思います。

折衷案のようになりますが、「スポーツを通じた人間性の育成と競技力の向上」という表現がよいのではないかと思います。案1は人間性という表現が少し抽象的で弱いと感じます。

高橋会長:

素晴らしい意見をありがとうございます。改めて確認しますと、柱1、柱2があり、柱3はジュニア世代の発掘や選手の活躍と限定的な内容です。

山谷委員のご指摘のようにスポーツは勝ち負けの狭い意味だけではなくて、ダンスなど勝負を決めないものもあります。静岡県としては広くスポーツを捉えています。

その中で柱3は限定的に考え、山崎委員のご指摘どおり「人間性の育成」と「競技力の向上」の両方を入れた方が絞れて大事にできると感じました。

ほかにご意見ありますか。

高橋会長:

まずは山崎委員の提案「スポーツにおける人間性の育成と競技力の向上」を折衷案として一旦、委員の意見をまとめて事務局で検討していただく形でよろしいでしょうか？

山本委員:

本日は日本代表チームがガーナと強化試合をするため、豊田においてこちらに出席できず申し訳ありません。4万人以上収容のサッカー専用スタジアムでチケットは完売しています。こうした施設は静岡にも必要だと思っています。

さて、今の話に関連ですが、スポーツにおける人間性や競技力の向上について、先ほどの山谷さんのお話通り「勝つことが大切ではない」という点は同感です。ただ「勝ちたい」という気持ちはどの競技においても重要で、その気持ちがあるからこそ努力

し、仲間のために切磋琢磨できるわけです。そして勝った結果そのものは大した問題ではありません。

一方で勝ちたい気持ちがなければ、いい加減な態度になりチームの足を引っ張ることにもなります。競技力向上の中には「勝ちたい」という気持ちも含まれるもので、それはどのスポーツでも共通だと思います。

私の提案としては、「スポーツにおける人間性」と「競技力の向上」に加えて、「個の成長」も盛り込むのが良いと考えます。以上です。

高橋会長:

「個の成長」は「人間性の育成」に含まれる面もありますね。ありがとうございます。

事務局(スポーツ政策課):

「競技力の向上」という表現は強すぎるという意見もありますので、「競技機会の提供」に置き換えるのはいかがでしょうか？

高橋会長:

それだとより抽象的になってしまうような気がします。

事務局(参事):

もう少し適切な言葉を整理して、改めてご提案いたします。

吉田委員:

確認ですが、「施策 3」のところに e スポーツが追加されていますが、「施策 1」にも含まれるという理解でよろしいでしょうか？

事務局(スポーツ政策課):

申し訳ありません、再掲の際の書き漏れで、施策 1 にも e スポーツを加える形で進める予定です。

吉田委員:

承知しました。そのまま進めて構わないとと思います。最近学生と e スポーツについて話す機会がありますが、コミュニケーションの楽しさや自己表現など、新しい価値観が多いと感じます。昔のイメージと違う部分も多く、本来スポーツは対面で行うものですが、デジタル的スポーツにも価値があると思いますので、ぜひ含めて良いと思います。

高橋会長:

ありがとうございます。世代や学生の関心の変化を反映したご発言かと思います。ほかの方はいかがでしょうか？

石黒委員:

追加に賛成です。参考までに、スポーツ庁が実施している運動スポーツ実施状況調査でも今年から情報通信機器を使った運動スポーツ(体を動かすもの)が項目に入っています。

定義まで踏み込むと混乱するため、あまり詳しく触れずに「e スポーツ」という言葉を入れておくのが良いと思います。

高橋会長:

ありがとうございます。他の方はいかがでしょう？

武田委員:

スポーツ協会の武田です。柱 1 と施策 3 で e スポーツをニュースポーツやマインドスポーツとともに推進するのは妥当です。柱 1 の子どもは中高生までのイメージですが、高齢期の対象は不明確です。

施策 2 には成人期の対象があり、ニュースポーツ等が施策に含まれにくいか疑問です。e スポーツ推進を具体的にどう進めるか(例:学校や高齢者施設への働きかけ)も不透明です。施策 2 に記載がなくてよいのか、今後検討する必要があります。

高橋会長:

武田委員からのご指摘は重要ですね。全ての年代・障害者も含むのであれば、どこの柱に入れるのが最適か検討が必要です。柱 2 などの女性・障害者の枠に含めるのも考えられますが難しさもあります。

事務局としてはいかがでしょう？

小林課長(事務局):

e スポーツやニュースポーツは、高齢者や子どもたちがハードルなく取り組める入口的なスポーツとして位置づけています。子どもや高齢者向けにイベントや体験の場を提供し、部活動でも取り組みが進んでいます。

成人期と高齢期でアプローチは異なるものの、それぞれに施策は必要です。政策 2 にも同様に e スポーツ等を記載する方向で考えております。

長澤委員:

e スポーツについて勉強不足で申し訳ありませんが、施策 1 の「子どもの運動習慣の確立」というタイトルを見ると、運動習慣に e スポーツが含まれるのか疑問です。内容的には施策 5 の「e スポーツに親しむ」などに位置づけた方が合っている気がします。

高橋会長:

先日、弊学の寒川恒夫先生(スポーツ人類学者)にお話を伺ったところ、「全てスポーツである」と幅広く捉えいらっしゃいます。身体を動かすことも含め、e スポーツも身

体を使うのでスポーツに含まれると。

私も初めて e スポーツに触れた際は「身体を動かさないので違うのでは」と思いましたが、障害を持つ方や車椅子使用者、対人関係が難しい子どもたちにとっては、コロナ禍で特に体を大きく動かす欲求でなく、人と関わる欲求を満たすスポーツの楽しさを提供しています。今ではそのような方々にとってスポーツに関わることの意義を再認識しております。

そうなると、身体活動をどう捉えるかが重要です。施策 5 に位置づける案もありますが、武田委員のご意見もあり、施策 1~3 に含めるかどうか再考が求められます。

小林委員:

日本自転車競技連盟の理事、小林可奈子と申します。自転車競技では 2023 年に e スポーツの世界選手権が開催されました。ZWIFT というシステムを使いオンラインで世界中の選手と競技でき、日本の選手も参加しています。連盟内に e スポーツ委員会もあり、自転車競技における e スポーツは確立された競技形態です。参考になれば幸いです。

高橋会長:

どの柱に入るかは、事務局で再検討していただきたいと思います。e スポーツを含めない案はなさそうですね。では事務局にお願いします。

次に審議事項 3「素案全体」についてご説明をお願いします。

小林課長(事務局):

資料 2 の 6 ページからご覧ください。これまでの議論を踏まえ、スポーツ推進計画の素案を作成しました。

7 月 4 日の部会では、各柱と政策内容について概ねご了解いただきました。今回、論点整理と柱の再設定、e スポーツの追加を盛り込み新たな素案としています。

6 ページ目の目次、章立ては前計画を踏襲しています。

9 ページは次期計画の期間(2025 年度~2028 年度 4 年間)を示し、国計画と一部異なります。

11 ページから第 2 章は現行計画の進捗評価を示しています。成人のスポーツ参加の停滞があり、健康づくり推進に遅れが見られますが、トップアスリートの活躍や障害者スポーツの参加は進展。また大会や合宿の増加で参加者は増加傾向です。地域と経済の活性化も課題です。

28 ページ以降に基本理念・基本方針、31 ページ以降に体系的に反映しています。これらは審議会や部会で議論のうえ了承を得ています。

33 ページに成果指標・活動指標を設定し、34 ページ以降で柱ごとの指標も示しています。

今回は計画全体を見て、理念と整合しているか、社会環境を踏まえた内容か、県民に分かりやすいなど多角的にご意見をお願いします。また、5 ページに概要版もご用意していますのでご参照ください。説明は以上です。

高橋会長:

先ほどの e スポーツの柱への位置づけは議論済みですので、それ以外で気になった点はありますか？事務局案があればお聞かせください。

小林課長(事務局):

基本方針 1、基本方針 2、という形で分けると議論しやすいかと思います。

高橋会長:

基本方針 1 について議論しましょう。資料 1 の大きな表で基本方針と政策、及び指標が示されています。基本方針 1「スポーツによる豊かで幸せな暮らし社会の実現」について、よろしくお願ひします。

村田委員:

静岡大学の村田です。方針 1 ですが、これが全体の話にもなるのですが、運動とスポーツの捉え方に立場ごとに違いが多いと感じます。スポーツ関連の法律や計画でも「スポーツとは何か」という定義論議があつたと思うのですが、この資料内に明確な定義はありますか？

小林課長(事務局):

定義は書いておりません。

村田委員:

わかりました。運動とスポーツの捉え方の違いが気になります。私は詳しくないのですが、e スポーツが運動に含まれるとは思いますが、健康日本 21 などでは「身体活動」「坐位行動」、「生活活動」など定義があり、おそらく e スポーツは肉体運動よりも他者と争い遊ぶという側面でスポーツと捉えるようです。運動に含めるかは今後の課題だと思います。

施策 1、3 に e スポーツが多数出てくる点も理論的にはあり得ますが、違和感がありました。運動とスポーツの整理が必要そうです。

吉田委員:

村田委員のご指摘に同感です。e スポーツ定義は難しいですが、身体活動を伴わず指先で操作するものが多いです。ただ最近は波動や VR、プロジェクションマッピング等で床や空間を身体的に動かす e スポーツ的要素も増えています。この場合、身体活動に含むか変わってきますね。定義は検討が必要で難しいところだと思います。

山本委員:

日本サッカー協会のナショナルチームダイレクターの山本です。e スポーツが楽しいことは理解していますが、健康寿命を伸ばす視点では、心肺機能の向上など有酸素運動に

よる身体的トレーニングが重要です。例えば中学の第二次性徴期の有酸素活動は心臓肺機能を育てます。

机に向かい負荷のかからないまま運動しない生活が、子どもの未来へ与える影響は未知数です。しかし、健康寿命延伸を県の方向性とするなら、このフィジカルの視点や体を動かす要素も含めた施策のバランスをとることが必要だと思います。

青野委員:

静岡県レクリエーション協会の青野です。

eスポーツについて、島田市の事例を紹介します。高齢者の体操教室の中にeスポーツを取り入れており、脳トレ的な要素として太鼓の達人というゲームを行っています。参加者は「珍しい」と興味を持ち、導入として効果的です。その後で体操も続ける流れです。

また、地域の夏祭りなどのイベントでも、子どもから高齢者までがeスポーツを中心に集まり交流が生まれています。

eスポーツは競技としての側面もありますが、交流促進の側面も重要だと思います。脳トレとして捉えつつ、身体的な活動が不足する場合はそれを補う形で組み合わせて使われています。地域活性化も一つの手法として捉えられるのではないかでしょうか。

高橋会長:

基本方針1の「豊かな、幸せな暮らし、社会の実現」についてですが、eスポーツに限らず「身体活動」「運動」「スポーツ」という用語の定義は国でもされていると思いますが、eスポーツは電子的スポーツとして定義されています。これを身体活動や運動と呼ぶか、あるいはeスポーツとして独立させるかは難しい問題です。

山谷委員:

ありがとうございます。皆さんの話を伺い、eスポーツの定義は曖昧だと改めて感じました。例えば「太鼓の達人」や「ダンスダンスレボリューション」のような、一定のルールに沿い、筋力や脳を使うものはスポーツだと思います。情報機器を使うからといってすべてがeスポーツというのは違うと考えます。

現在イメージされているeスポーツはゲームが中心ですが、指先で操作し、頭も使い運動要素もあるマインドスポーツと捉えています。スポーツは勝敗を争うという本質があり、それは健康増進や自己表現を含む活動と繋がる重要な要素です。

身体活動としての筋力や神経の使用、カロリー消費を伴う運動行為もスポーツの要素です。この身体活動とマインドの二つが融合し、電子的スポーツ(eスポーツ)が位置づけられるべきで、明確に定義付けをしないと単にeスポーツが別物のように扱われてしまい、スポーツの意義が混乱します。

本質的なスポーツの捉え方を確立し、その中でどのように活用していくかが重要だと思います。

吉田委員:

施策1は「子供の運動習慣の確立」という表現ですが、「子供の体力の向上」に言い換えるのはいかがでしょうか?「体力」という言葉になると、身体的要素だけでなく精神的因素も含められ、多様な側面を示せます。今回の大きなテーマである「ウェルビーイング」につながり、単に身体運動に限らず楽しさや喜びにも焦点を当てた政策案としての豊かさが増すと思います。以上、ご提案申し上げます。

高橋会長:

個人的には、「体力」という語を使わない方が良いと思います。理由としては、現在の学習指導要領の中で「体育」は「体づくり運動」として、小学校から高校まで必修となっていますが、その中の「体力を高める」という表現は現行指導要領では「運動習慣をつくる」に変わっています。「体力」という言葉はある程度イメージが固定されすぎており、運動習慣を重視する形に移行しているため、基本的には「運動習慣」の方が望ましいと思います。

議論は、「eスポーツとは何か」「スポーツとは何か」「運動や身体活動とは何か」という点にまで及んでおり、見る立場によって捉え方が違うのは確かです。本審議会でスポーツの定義を一括で決めるのは非常に難しいですが、最低でもeスポーツの定義は明記した方がよいと思います。そうすることで本計画全体を読む際に意味合いが明確になるでしょう。

事務局には大変な宿題かもしれません、eスポーツの定義は必ず記載し、できれば身体活動・運動・スポーツの定義についても参考にしたいと思います。

石黒委員:

非常に難しい点です。まず主張したいのは、ここはスポーツに関する議論なので、身体活動量が増えれば良いという単純な話ではないということです。スポーツはウェルビーイングに繋がっており、「自発的にやる」という視点を漏らさず説明することが重要だと思います。

eスポーツの定義を巡ってはスポーツ庁や様々な関連組織で議論が進んでいるところであり、県として先走って独自に定義することによる反発や混乱は懸念します。

また、10ページ目の「計画の趣旨」オレンジの文字の部分では、3点目に「eスポーツの普及拡大やスポーツの成長産業化推進」と明記されており、ここに書くほどeスポーツの話は重要なのか疑問に感じます。載せるとしても、「成長産業化」が前の位置に来るべきではないかと思いました。

高橋会長:

なるほど、石黒委員の指摘で、10ページの計画の趣旨の「スポーツの成長産業化」部分に「eスポーツ」が先に位置づけられていますが、言葉の順番を変えた方が良いかもしれません。eスポーツが単に運動習慣や身体活動の一部としてではなく、成長産業の側面として明示できるかもしれません。

武田委員:

申し訳ありませんが、e スポーツの議論はそろそろ終わりにしましょう。本方針 1 の議論ではもっと大きな視点が必要であると考えます。

スポーツの定義や e スポーツの位置づけに固執するより、県が掲げるウェルビーイングの理念を重視したいです。身体的にも精神的にも社会的にも健康で幸福な社会を目指す中で、スポーツが果たすべき役割を考えるべきです。

施策 5 の中の「スポーツの場の提供」は、非常に重要です。「場」とは場所であり、場面でもあり、スポーツを行うにはまず「やる気」が必要ですが、そのやる気を育てるには仲間、施設、指導者が必須です。施設の充実、仲間づくりのための総合型地域スポーツクラブ等の組織化、そしてトップだけでなく初心者を育てる指導者の育成こそが県として取り組むべき課題だと考えます。e スポーツはその枠の中で議論すればよいと思います。

高橋会長:

武田委員の指摘のあった施策 5 の「スポーツの場の提供」について具体的にするというご意見を踏まえまして、基本方針 1 はこれで終了し、基本方針 2 に進んでよろしいでしょうか？

上原委員:

基本方針 1 の趣旨は「誰もがスポーツを楽しみ、親しめる社会の実現」と受け止めています。就学前の子どもや高齢者については、スポーツに親しむ環境は比較的整っていると思います。一方で中高生や大学生の年代については、「誰もが気軽に楽しめる環境」が十分に整っているかどうか以前から疑問に感じておりました。この年代は競技性の部分が強まりすぎて、好きなスポーツに関わりにくくなったり、関わってもなかなか試合に出られなかつたりして、スポーツ自体を楽しみにくい側面があるのではないかと感じます。成人期以降もスポーツに親しむことにつなげるためにも、競技性が高まるこの年代において、誰もがスポーツを楽しめるような環境をどう整備していくか、検討すべきではないかと考えます。

高橋会長:

学校体育は、小学校で 90 時間、中高で 105 時間の必修となっています。これに比べ音楽や図工、美術などは選択科目になることもあります、体育は必修です。世界的に見ても学校で体育が必修の国は多くなく、日本は戦後から継続してこの体制を維持しています。ただ、体育が楽しいかどうかは別の問題で、成人や高齢者になって運動に親しむか否かについては、楽しい体育を目指して指導がなされてきましたが、それが必ずしも浸透していないかもしれません。静岡県でも例外ではありません。大事なご指摘ありがとうございます。

山崎委員:

「スポーツの場の提供」についてですが、「専用のスポーツ施設が必要」と受け取られ

るメッセージになります。しかし、例えば私どもの会社が今年から運営に携わる清水の船越堤公園は、自然環境や景観を活かした公園であり、大人も子どもも気軽に日本だまでランニングや体を動かす企画を提供しています。市や県が関与して整備している公園を活用し、多様な運動の場を生み出す視点も重要と考えます。専用施設に限定せず、幅広く公園などの公共空間を活かす考え方を意見いたします。

山本委員:

指導者の話と日常の環境の話がありましたが、指導者ライセンス制度の整備は重要です。例えばサッカー協会では、プロライセンスを持つ者でなければJリーグの監督はできず、下位レベルのライセンスも勉強や試験で仕組みが整っています。小学校のアンダー12でも最低限のライセンスを持つ指導者でないと指導できない方針に転換しています。

また日常の環境づくりではリーグ戦化が進んでいます。例えば18歳以下の「プレミアリーグ」では日本トップレベルの全国24チームが12チームずつに分かれて年間リーグ戦を行い、入れ替え制によってレベルが拮抗した試合を楽しめる工夫があります。県内のリーグもレベル別に整備され、勝ったり負けたりの適度な競争環境が楽しめるようになっています。

小学校低学年(12歳以下)では現在ルールの見直しが検討されており、例えば5対5の小規模ゲームでボールに多く触れ技術を伸ばせる体制づくりが議論されています。これらは子どもの成長に非常に役立つ取り組みであり、サッカーの世界基準に基づく進展だと思います。参考になれば幸いです。

秋本委員:

感想に近いのですが、施策4の「障害者スポーツの裾野拡大」、ありがとうございます。先ほど場所や人材の話もありましたが、障害者スポーツセンターの取組が県で新たに進められると聞き、大変ありがとうございます。場が広がれば発展していくと思います。

そして42ページの下にある、障害者と健常者が共にスポーツに参加するインクルーシブな取組は非常に大事です。ですが障害のある方が参加するには配慮等が必要なことも多く、文言としては入れなくても、実際には具体的な配慮・支援ができる取組を県からも働きかけていただければと思います。

山谷委員:

先ほどの山本委員のサッカー界の話は素晴らしいと思います。確かにサッカーは充実したリソースと組織、JFAのピラミッド、Jリーグという地域のプラットフォームがあり、理想的に整備されています。しかし、例えばラグビーを見ますと日本ラグビーフットボール協会にリソースも組織力も乏しく、十分に整っていません。

このようにプロリーグなどの整備が十分でない競技は現場の支援力が弱いです。だからこそ県やスポーツ推進審議会がリーダーシップを持ち、全世代がプレーする機会や支援機会を持てる体制づくり、コーチング、指導者育成に積極的に取り組むべきです。ラグビーのような競技は切実な課題ですが、地域クラブ一丸で問題解決に取り組む必要

があると強く思います。

高橋会長:

障害者スポーツも含め、スポーツ分野全般でまだ確立途上のものもあります。地域の学校体育とも結びつけた議論が必要ですね。

では基本方針 2「スポーツの魅力による地域活力の醸成」に入りたいと思います。e スポーツ等は武田委員も先ほどおっしゃっていましたので、その扱いについては課題とし、宿題としたいと思います。

基本方針 2 の産業的な分野は村田委員が取り仕切っているところですね。よろしくお願ひいたします。

村田委員:

全体として方針 1 と方針 2 は綺麗に切り分けられているわけではなく連携もしていますが、方針2は、特に問題はないと考えています。個人的には方針 1 は「人の変化」にフォーカスし、方針 2 は「もの・地域」という捉え方で理解しています。

柱 4 や柱 5 も地域や産業に関わる内容なのでわかりやすいと思います。ただ、計画が大きくなるとどうしても焦点がぼやける部分もあり、方針 1 も方針 2 も地域に関する内容が多くなっている点は少し気になります。読み手が理解してくれれば問題ないですが。

ついでに言いますと、当初は「人間力の育成と競技力の向上」という表記がありました
が、地域の一体感を感じられたものの、今回の柱 4 と表現が異なるため、かえって分かれにくくなるならば、そうした用語は使わない方がよいのではないかと思います。

武田委員:

大きな意見ではないのですが、基本方針 2 の「大規模スポーツイベント開催レガシーの継承」に関してです。ワールドカップのサッカーやラグビー、エコパでの大会、それからオリンピックの自転車競技が静岡県で行われたことを指していると思います。サイクルスポーツの聖地づくりも含まれていると思いますが、これらはかなり時間が経っています。これを基本方針に残して推進し続けることが適切なのか疑問です。

また、国際大会誘致の話もありますが、大阪万博の話が多いなか、愛知県のアジア大会誘致ではかなり経費がかかっているという現状もあります。静岡県として本気で国際大会誘致に取り組む覚悟があるのかどうかも踏まえ、ここに記載するか、あるいは除いておくかをよく考えていただきたいです。

小林課長(事務局):

大規模イベントレガシーの扱いについては賛否両論あることは承知しております。静岡県としてはこれまで得た知見や経験は非常に大きな財産と考えています。県行政のみならず、ボランティアの皆さんも増え、地域で活躍している事実もあります。

また、事前キャンプを行った国との交流も続いている、スポーツを通じた地域のつな

がりが生まれています。今後も大規模大会を次々に開催する予定はありませんが、これまで培ったレガシーは活かしていきたいという意図で、言葉として残しているところです。

山本委員:

今の事務局の回答は重要なポイントだと思います。サッカーやラグビーワールドカップ、世界陸上などは国家規模のイベントであり、静岡県だけでできる話ではないと思います。一方で、陸上女子の大学駅伝など地域に根付いて盛り上がっている大会もあります。地域の努力で継続的に開催される大会は、ボランティアの成長や喜びにもつながっています。

例えは我々の関わる12月末の静岡SBSカップ国際ユースサッカー大会は毎年世界中から強豪が集まり、18歳以下の子どもの大会ですが続けています。県としてのサポートも必要で、ラグビーのU18の国際イベントなども県の音頭取りがあれば可能です。こうした持続性のある大会が地域活力の核になると思います。

また、先日富士で開催したフットサルのブラジル代表戦は観客約2,000名の満員で地域の皆さんも大変喜んでいました。こうした地域特性を活かしたスポーツ施策の仕掛けづくりが重要です。以上です。

高橋会長:

山崎委員、エコパに関わる地域の産官学連携の話などについても触れていただけますか？ただ、まだ詳細を語れる段階ではないかもしれません、可能な範囲お願いします。

山崎委員:

静岡県ラグビーフットボール協会で副代表理事を務めておりまして、女性理事を中心となり、愛野駅からエコパまでの長い道のりをもっと楽しんでいただこうという企画を進めています。協会の理事の一人にラグビー漫画「マドンナ」の作者である、くじらいいくこさんがあり、その絵を使ってラグビーのストーリーを道沿いに描いていくプロジェクトです。

場所はNSKワーナーという県内の大きな企業の所有する壁面約150mを使って進んでいます。ただ、これはエコパの指定管理権を得られるかどうかが大前提で、まだ結論は出ていませんが、プロジェクト自体は着実に進んでおります。企業からの賛同も得ています。

高橋会長:

地域の大きなイベントだけでなく、そういった身近な取り組みがスポーツの楽しさや賑わいづくりになるのだと思います。

基本方針2に関して他にご意見はありますか？それから全体を通して、言い忘れたことや最後に強調しておきたい点がありましたらお願ひいたします。

朝倉委員:

高体連会長の朝倉です。先ほど山谷委員からラグビーの課題についてのお話もありました。

基本方針 1・2 を含めて小中高が学校でスポーツに親しんで、それが将来の生涯スポーツに繋がるという考えがスポーツ庁からも示されています。その中で「部活動の地域展開」という話が多いですが、実際にはほとんど進んでいません。教員の立場から言いますと部活動改革は進んでいるものの、当の子どもたちが置き去りにされている実感があります。結果、中学生のスポーツへの参加意欲は減少傾向です。地域スポーツの指導者の支援は重要ですが、少子化の影響で部活動が減っており、学校スポーツの現場も厳しい状況です。そのため、今後は多くの子どもたちが多様なチャンスを得られるよう、柔軟な対応と体制の見直しが急務だと感じています。

本県の現状と課題の中に地域連携がありますが、実態としてはまだまだ不足していると考えます。

スポーツクラブに通う子どもは一部に過ぎず、大半は学校部活動で教員の指導を受けています。部活動が消滅すれば行き場を失う子どもが増えます。こうした課題をしっかり認識し、県の計画や施策に反映していただきたいと思います。

高橋会長:

貴重なご意見ありがとうございます。ここにお集まりの委員の皆様は、幅広い年代と分野からご参集いただき、子どもから高齢者、学校体育からレクリエーションに至るまで多様な視点を持っておられます。今後もそうした意見を反映させてゆきたいと思います。スポーツ庁の新長官も静岡県出身の方であり、これを契機に良い推進計画となるよう、事務局の方も整理と調整をよろしくお願ひいたします。

では進行を事務局にお返します。

司会:

皆様、本日はありがとうございました。予定していた議題は終了いたしました。今後の予定は資料の最終ページをご参照ください。

スポーツ推進計画の策定に向けて、いただいたご意見や宿題を踏まえ、引き続き議会やパブリックコメントを実施します。府内関係課と調整し、最終案を作成いたします。年度末の審議会で最終案をご確認の上、3月末に公表予定です。次回審議会は2月末を予定しており、再度確認のご連絡をいたします。

これをもちまして、令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。